

令和元年度第1回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 令和元年度活動方針について 3 令和元年度実地調査について 4 実地調査対象事務所管課の業務について 5 その他
日 時	令和元年6月6日(木) 14時00分～16時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	加島委員長、上野委員、齋藤委員、塩入委員、砂川委員、光安委員
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(傍聴者なし)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度第6回委員会会議録の承認</li> <li>・令和元年度活動スケジュールの決定</li> <li>・令和元年度実地調査先の決定</li> </ul>
議 事	<p>1 開会、会議の定足数確認            (事務局) 本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。それでは、令和元年度第1回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、委員全員の出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。この後の進行につきましては、委員長よろしくお願いたします。</p> <p>(加島委員長) ただいまから委員会を開会します。</p> <p>本日の議題のうち議事(3)では、調査対象施設を決定したいと思います。調査対象の具体的な職場や施設名については従来から公表しないこととしておりますので、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、議事は非公開といたしますが、よろしいでしょうか。それでは、非公開とさせていただきます。</p> <p>また、議事(5)では、昨年度調査の生活支援課の改善報告をさせていただきます。さきほどのとおり、具体的な職場名については公表しないこととしており、また当該課のセキュリティ上の問題もあるため、同要綱第4条に基づき、議事は非公開といたしますが、よろしいでしょうか。それでは、非公開とさせていただきます。</p> <p>2 前回会議録の確認            (加島委員長) これより議事に入ります。まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録につきましては、事務局から既に送付済みです。事務局から1点修正のご連絡がございます。</p> <p>(事務局) 資料1の3ページ、下から三つめの西村委員のご発言についてです。発言の冒頭の文言が、送付時は「銀行では、～」となっていました。西村委員より指摘を受け、「当社では、～」と表現を変更しています。修正は以上です。</p>

(加島委員長)他に何か御意見等がありますでしょうか。特に御意見がなければ承認としたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、承認とします。

### 3 令和元年度活動方針について

(加島委員長)次に、令和元年度活動方針に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料に基づいて、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料2に基づき説明>

(加島委員長)ありがとうございました。委員の皆さまから何かありますか。それでは、活動方針はこれで確定します。

### 4 令和元年度実地調査について

(加島委員長)次に、令和元年度実地調査について、に移りたいと思います。本件の議事については非公開といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【以下、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】

<主な検討の趣旨>

- ・ 2か所への調査を決定
- ・ 調査先を決定

(加島委員長) 次の議題に移りたいと思います。

### 5 実地調査対象事務所管課の業務について

(加島委員長)次に、実地調査対象事務所管課の業務に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日は、地域ケアプラザにおける個人情報を取り扱う業務について、所管課である健康福祉局地域支援課から説明をさせていただきます。

(所管課) <資料3に基づき説明>

(加島委員長)ありがとうございました。ここまで御説明のありました内容について、御質問等がありますか。

(上野委員) 今回の二つのケアプラザは、デイサービスはどちらも併設されていますか。

(所管課) 二つともデイサービス併設です。

(上野委員) 最近の事故の一覧で、ケアプラザのどの事業で漏えいが起きたか教えてください。

(所管課) 次回まとめて出します。

(上野委員) この二つの施設にも実地指導に行っていると思います。その結果は見せてもらえますか。

(所管課) どういう指摘があったかということですか。

(上野委員) はい。

(所管課) 個人情報に関することは少ないかもしれませんが、出すことは可能かと思えます。それも次回出します。調査施設の直近の平成30年度分だけでいいですか。

(上野委員) 大丈夫です。一番最近行っているところでお願いします。

(所管課) 分かりました。

(塩入委員) ちなみに、何年度に調査しているのですか。  
(加島委員長) 1施設当りに3年に一度来るのですか。  
(所管課) そうです。  
(加島委員長) しょっちゅう行っていることになりますね。  
(所管課) 基本的に3年に一回です。  
(加島委員長) この二つの施設の直近の状況と、実地調査でどこを見ているか、マニュアルはありますか。  
(所管課) チェックリストがあります。次回用意します。  
(塩入委員) 調査施設の直近の実地指導監査は何年度ですか。  
(所管課) 今日は資料を持ってきていないので、次回用意します。  
(塩入委員) 時期的にはいつ頃ですか。  
(所管課) 8月、9月から、遅くとも2月ぐらいまで、各施設一日で行います。施設を確認した後、書類の監査になります。区と局の職員合わせて三、四名で見ます。確認する項目の中に、個人情報管理や、事務室のパソコンにワイヤーが付いているかといったところも含まれます。  
(塩入委員) 今回の調査地は、平成28年度は漏えい件数はないのですが、実地指導監査の年との関係はあるのでしょうか。  
(所管課) 当然、行けば行っただけ意識はしてくれるのですが、どうしても不注意によるミスが多いです。因果関係は多少あるかもしれませんが、明確にここに行ったから改善、というのはなかなか難しいです。  
(齋藤委員) ケアプラザの事務室は、基本的に各建物一か所ですか。  
(所管課) 基本的には一か所です。  
(齋藤委員) この一か所で、五つぐらいの事業を進めているのですか。  
(所管課) はい、行っていますが、デイサービスについては、ダイルーム内に事務スペースを設けている事業所もあります。  
ただ、地域包括支援センターといっても、基本的には各職種が約一名ずついるだけで、中にいる職員は三人程度です。地域活動交流事業も事業としては一つですが、コーディネーター一人とサブコーディネーターが一人か二人程度です。事務室は100平米ないぐらいの中でやっています。  
(齋藤委員) 書類やデータもその事務室の中ですね。  
(所管課) 一元管理です。  
(上野委員) 必要配置人数は多くないということですが、事務室で六名配置しているのですか。  
(所管課) お手元の資料の「必要配置人数」は、地域包括支援センターの必要配置人数のことです。ご覧の施設の、担当圏域の高齢者人口から計算して、保健師と主任ケアマネジャーと社会福祉士が合計六名以上必要という意味です。職員全員で六名というわけではなく、六名以外にも他職種の職員がいます。施設全体の人員配置の規模を確認されたいということでしょうか。  
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを一名ずつ配置が基本です。高齢者人口が6,000人を超えると、概ね3,000人ごとに一名、職種が重複しないよう配置します。その分の予算も手当しています。他にも、コーディネーターや所長、デイサービスのスタッフが別に必要になってきます。  
(上野委員) それぞれの施設でやっている事業に携わっている人数も次回教えてください。

- (加島委員長) 配置人員や規模感を知りたいです。できれば活動報告もあればと思います。それぞれの運営の中身ごとにどのぐらいの実績があるか知りたいです。
- (所管課) 年間の活動報告のようなものでしょうか。地域活動交流事業と生活支援体制整備事業と地域包括支援センターについては、ホームページに事業計画書と事業報告書を載せています。次回用意します。
- (加島委員長) 職員が正職員か非常勤か分かればと思います。  
市や区の監督管理はこの3年に一回だけですか。
- (所管課) 活動に対しては、月間事業報告書があります。たとえば施設利用について、どのぐらいの割合で部屋を貸しているか、報告を上げてもらっています。事務の内容というよりは、活動に対しての報告を随時求めています。監督管理の窓口は主に区になります。何かあったら基本的にはケアプラザから区に問合せを、必要に応じて区から局へという形で、相談体制を組んでいます。公式に出向いてチェックするのは、この3年に一度の実地指導監査が多いです。個別に重大な事件でもあれば、都度、出向いて指導やチェックはします。
- (砂川委員) 14ページに、扱う個人情報が一覧になっています。運営法人で集めた情報だけなのか、横浜市から情報のやり取りがあるのでしょうか。
- (所管課) 基本的には、法人がケアプラザを運営する中で集めてくる情報になってきます。特に地域包括支援センターで扱う、介護保険に関する情報だと、最初に区に相談があります。区から担当するケアプラザにつなぐこともあります。特に区が深く関わるケースだと、適宜情報共有をすることもあります。逆にケアプラザから区に情報提供することもあります。
- (砂川委員) 紙でその情報をやり取りするのですか。端末で情報が見られたりするのですか。
- (所管課) 紙かメールです。最初に一回、区役所に相談に来たときに、そのケースの情報は作成します。それをケアプラザに送り、以降は電話やカンファレンスで共有する形になります。特定のケースについて一回一回情報共有することは、件数的には多くありません。
- (光安委員) ケアプラザの個人情報の取扱いに関する規則はありますか。
- (所管課) 基本協定書の中に求めています。
- (光安委員) それも手元にあった方がいいです。
- (所管課) 用意します。
- (塩入委員) 基本協定書の中にそういった規定があり、モデル規定を示して、個人情報取扱規程をつくらせていませんでしたか。
- (加島委員長) 前回の資料の第27条に「基本協定書において個人情報保護の…を記載」と書いてあります。ガイドラインがあればと思います。
- (所管課) 基本協定書の他には個人情報の特記事項が付いています。次回用意します。
- (光安委員) 要配慮個人情報に関して、ケアプラザは一般的なところよりもより多く取り扱うのではないかと思います。病歴や生活の細かいところまでヒアリングします。要配慮情報に関する取扱いはほかの個人情報よりも特に気をつけることになっているのでしょうか。金融機関でも、今は個人情報を全く同じように扱うのではなく、濃淡を付けていくのがリスク管理の基本になっています。いろいろな情報を全部一緒に扱うよりも、きちんとリスクベースで扱っているのかどうかという

ことです。

いろいろなものを送るのはいいですが、薬の情報などと、単に名前や年齢などの情報は意味合いが違ってくるのではないかと思います。それがルールや規則にきちんと落ちているのでしょうか。

資料4の2、2ページ(3)に「事故発生原因の例」として類型化してあります。これは原因の分析をした後、どういう対策や再発防止策を取っているのかを確認したいです。

(所管課) 各施設で考えた対策が上がってきています。それをまとめて次回用意します。

(光安委員) 例えばアの「ダブルチェックの不実施」で、「職員が不在だったからチェックを頼みにくかった」という人は、ダブルチェックをしなければならないという規則、ルールは了解しているわけです。そういった人にチェックシートでチェックしろ、と言っても、もう分かっているわけなので、確信犯的にチェックするわけです。そういう人に研修したりチェックシートを課するのは、あまり対策になっていません。

「形骸化」も同じようなことです。徹底すれば解決するということではないと思います。そういったところも今後確認していきたいです。

ウは明らかに、職務環境や業務環境を何とかしないとダメです。それはどう対応しているのでしょうか。人数の関係があつたり、色々な業務を1か所でやっていると、それはヒューマンエラーが起きてきます。作業フローの見直しも含めて対応をとというのが今後の提言につながってくると思います。今までどういった再発防止策を取っているか、事前に確認したいです。

(加島委員長) 今回の施設は公設民営か、民設民営か、どちらですか。

(所管課) いずれも公設民営です。

(加島委員長) 公設民営と民設民営の違いはありますか。

(所管課) 公設民営は指定管理で1期5年です。民設民営は毎年度委託です。

(加島委員長) 指定管理は5年で、継続もあるということですか。

(所管課) 公募になります。多くのところは結果的には継続でもらっています。数は少ないですが、中には法人が変わるところもあります。

(加島委員長) 4の2の3ページ最後に、「個人情報保護の誓約書」を取っている、と記載があります。これは法人との間ですか。それとも個人との間ですか。

(所管課) 誓約書は法人と交わしています。

(加島委員長) 仕事している職員との誓約書は法人でやっていますか。

(所管課) 誓約書の様式を市が定めています。自書で氏名を記載してもらいます。

(加島委員長) ひな形があれば次回見せてください。

(塩入委員) 先ほど委員長から、局と区の体制について質問がありました。

「職員対象の研修を行っています」と書いてありますが、この文章を見ると、区にお願いして、区が研修を実施しているという感じです。区が実施依頼をして、各施設が研修を実施するのでしょうか。よく分かりません。

その実施報告書を区に提出するようになっているのか、施設に任せて施設が実施しているのでしょうか。

(所管課) 区を通じてケアプラザに対して研修の実施を依頼しています。メニューは施設の実情に合わせて行ってもらっています。施設の中、場合によっては法人全体で、色々な資料を使いながら行っています。個人情報研修受講後に誓約書を書いてもらい、指定様式を以って、区に研修実施報告をします。

(塩入委員) 研修内容は必ずしも共通したマニュアルがあつて、同じような内容でしているわけではないのですか。

(所管課) ないです。

(上野委員) 各施設の研修の資料は見せてもらえますか。

(所管課) もらっている区ともらっていない区があります。対象の2施設に絞れば取り寄せられます。

(上野委員) 2施設だけでいいです。法人が違うので、2施設見れば分かることがあるかと思ひます。

(塩入委員) 今回の実地調査では、とりあえず2施設があればいいですが、根本的なところとしては、研修が徹底されていないのではないかといいところがあります。区や局がそこを見込んで共通マニュアルを作成することが必要かと思ひます。

実施報告の結果について、局がチェックを入れることはないのでしょうか。

(所管課) 指定管理の地域ケアプラザでは区と法人で協定を結んでいるため、区が協定元になります。必要に応じて、局から区に対して状況確認をするルートはありますが、そこまでの事例は起きていません。なので、積極的に局からチェックに行くことは今のところしていません。

(上野委員) 区が研修報告書をチェックして、不備があつたときには区が施設を指導するのですか。

(所管課) 職員の入れ替えがあると追いかけてづらいですが、年度当初にいる職員の分の報告書が出てきます。例えば前年と比べ、受けていない、少ないのではないかといいのは気づく機会があります。出してもらつたときにそういう指導をすることはあります。

(塩入委員) やはり研修の内容と、参加状況、参加しなかつた者に対してどうしているのかといいことは、局から区に指導するなりして、区で徹底する必要があります。

国で文書管理の問題が色々出て、研修を強化させました。職責レベルに応じて研修内容や実施方法を変え、参加に関しても、管理職で90パーセントだったら、残りの10パーセントをどう徹底させるかといふところまでやっています。今後の課題として重要でいいです。

(上野委員) 研修を受けてサインすることが儀式になつてしまつています。何か事故が起きると急に引きしまりますが、とりあえず事故を起こしていないところはそんなところがあります。今回、二つのケアプラザを見ることで、いい意味で刺激になつて引きしまればと思ひます。

(加島委員長) もし何かあれば次回までにメールか何かで出してください。今日のところは、説明はこれで終了します。

## 6 その他

(加島委員長) 次に、その他の議事に移ります。本件の議事については非公開といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【以下、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非

	<p>公開で進行】</p> <p>＜主な検討の趣旨＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の調査先である区役所生活支援課の措置結果について、追加報告</li> <li>・短期間での改善措置について評価</li> </ul> <p>(加島委員長) それでは、最後に事務局から連絡をお願いします。</p> <p>(事務局) 最後に、次回委員会と本年度の实地調査の開催日について、御都合をお伺いしたいと思います。次回委員会の開催日については、7月4日(木)午後2時からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回委員会は7月4日(木)午後2時からと決定させていただきます。</p> <p>(加島委員長) それでは、本日予定いたしました議事は以上ですので、会議を終了いたします。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度第6回委員会会議録</li> <li>2 令和元年度活動方針(案)</li> <li>3 实地調査対象事務所管課の業務</li> </ol>

本会議録は、令和元年7月4日令和元年度第2回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路